

第95回奈良国際文化観光都市建設審議会

日時：平成22年1月28日（木）
午前10時から
場所：奈良市役所 北棟6階
第22会議室

司 会

定刻になりましたので、審議会を始めさせていただきます。

委員の皆様方には、ご多忙のところご出席いただきましてありがとうございます。それでは、第95回奈良国際文化観光都市建設審議会を始めていただきたいと思います。〇〇会長、よろしくお願いいたします。

〇〇会長

おはようございます。ただいまから、第95回奈良国際文化観光都市建設審議会を開催したいと存じます。

委員の皆様方には、たいへんご多忙のところ朝早くからおいでいただきましてありがとうございます。先ほど雷などがなりまして雨になったものですから、ちょっとお出ましにくいところがあるのかなと思っていたのですけれども、おいでいただき安心をいたしました。

それでは、議事に入ります前に、委員の出席状況につきまして事務局からご報告いただきたいと思います。

事務局

ご報告申し上げます。

現在の当審議会委員総数25名のところ、本日ご出席いただいております委員数は、17名でございます。

〇〇会長

ありがとうございます。

ただいまのご報告によりまして、出席委員が過半数を上回っておりますので、当審議会条例第6条第2項の規定によりまして、本日の審議会が成立しておりますことをご報告いたします。

なお、本日は、傍聴希望者はございません。またマスコミ等の取材もございませんので、早速議事に入らせていただきたいと思いますというふうに思います。

すでにご案内しておりますように、今日の議案は2件でございます。お手元のところにも本日の次第を置かせていただいておりますけれども、大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）用途地域の変更（案）について、これは第1の議案でございまして、これは県決定でございます。県決定の事項でございます。

続きまして、第2の議案は、同じく大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画の決定（案）についてでございまして、これは、市の決定事項でございます。

いずれも、2点とも同じ地域に関するご審議をいただくこととなりますけれども、今申しましたよう

に、第1の議案は県決定、第2は市決定でございますので、分けてご説明をしてもらったうえで、ご審議いただき、こういうふうにしたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

それでは、第1の議案、大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）用途地域の変更（案）につきまして、事務局からご説明いただきます。

事務局

それでは、押熊町地内におけます用途地域の変更（案）及び地区計画の決定（案）についてご説明いたします。

資料1-1ページ左の総括図をご覧ください。

用途地域の変更予定区域を朱線で囲んでいます。

変更予定区域は、本市の北西部にあり、都市計画道路奈良阪南田原線、通称ならやま大通りと都市計画道路押熊真弓線、通称登美いこいの道の両整備済みの道路に挟まれた区域の中間に位置しています。

また、変更予定区域は、学研奈良登美ヶ丘駅の南西約1km、学園前駅の北約2.8kmに位置しています。

このように、交通の便に恵まれた当該変更区域周辺は、住宅地ニーズの高い地域です。

資料飛びますが、1-3ページの計画図をご覧ください。

変更予定区域を朱線で囲んでいます。

変更予定区域の規模は約1.1haでございますが、現況の土地利用は、住宅など5棟と青空駐車場の土地利用以外は大部分は農地です。

当該区域の容積率の制限50%、建ぺい率の制限30%を周辺の制限内容である容積率60%、建ぺい率40%に変更を予定しています。

資料1-4ページをご覧ください。

今回の変更予定区域周辺の押熊町地内における建ぺい率及び容積率の変更経緯を示しています。

朱線で囲んでおります今回変更予定区域の北側に隣接します東登美ヶ丘地区約26.5haの区域は、民間の大規模住宅地開発計画に合わせ、昭和53年1月に建ぺい率、容積率の変更を行い、現在の建ぺい率40%、容積率60%に変更しています。

押熊町地内においては、今回の変更予定区域南側で黄色の線で囲みました約1.6haの区域について、平成13年5月の変更をはじめ、平成15年、また平成17年から平成20年にかけて、合計約16.6haの区域について、面的な開発事業計画の具体化に合わせ、建ぺい率及び容積率の変更を行い、現在の建ぺい率40%、容積率60%に変更しています。

資料戻りますが、資料1-1ページ右をご覧ください。

2の(1)の変更の理由ですが、記載しておりますように、良好な住宅地が形成されている隣接の低層戸建て住宅地と一体の住宅地の形成を図るため、民間の宅地開発事業の計画に合わせて、用途地域の密度構成である建ぺい率及び容積率を変更するものです。

具体的変更内容は、(2)の下段の表をご覧ください。

用途地域の指定として、第1種低層住居専用地域の指定はそのままとし、密度構成である容積率を60%に、建ぺい率を40%に変更するもので、その他の制限の変更はございません。

資料1-2ページ左の「用途地域決定の基本方針について」をご覧ください。

用途地域の変更について、平成14年6月に奈良県が定めた基本方針で、今回の変更は②の「土地区画整理事業等の面的開発事業の進捗に合わせ、事業と用途地域の整合を図るため、その土地利用に適合

し、かつ地区計画等によりその後の土地利用が担保されているもので、周辺の土地利用の状況も勘案して、適正な用途地域への変更が必要と認められる場合」に該当いたします。

同じく、資料1-2ページ右の表をご覧ください。

奈良市における用途地域指定面積一覧表で、面積欄及び備考欄のかっこ書きは、変更前の数値を記載しております。

今回の変更により、第1種低層住居専用地域の容積率50%、建ぺい率30%の区域が、1.1ha減少し61.4haに、また、容積率60%、建ぺい率40%の区域が、1.1ha増加し709.5haとなります。

資料1-5ページをご覧ください。

変更予定区域における土地利用計画図です。

黄色で着色している宅地利用部分26宅地、公園及び雨水調整池が各1か所で、6mの区画道路が行き止まりとならないよう計画されています。

この土地利用計画を担保し、周辺と調和した住宅地を形成するため、用途地域変更予定区域に地区計画の決定を予定しています。

続いて、地区計画の内容についてご説明いたします。

資料2-1ページ右をご覧ください。

用途地域変更予定区域に「押熊町北地区地区計画」を定める理由ですが、用途地域の変更に合わせて、不良な街区形成の防止と適正な基盤整備の誘導を図るとともに周辺の良好な居住環境と一体となった住宅市街地を形成するため定めます。

具体の地区計画の内容については、資料2-2ページの地区計画計画書をご覧ください。

ページ右側に、当地区の地区整備計画を掲載しています。

不良な街区形成の防止と適正な基盤整備を誘導するため地区施設を定めます。

区画道路については、行き止まりとならないように設置し、幅員6m、延長約345m、公園は約241㎡の規模で1か所、調整池は貯水量約241㎡の規模で1か所設置する内容です。

これらの地区施設の配置は、資料2-3ページの計画図に表示しております。

次に、建築物等に関する事項についてですが、資料もどりますが、2-2ページ右をご覧ください。

周辺の良好な居住環境と一体となる住宅市街地を形成するため、建築物の用途の制限と建築物の敷地面積の最低限度200㎡を定めます。

建築物の用途の制限といたしましては、戸建て住宅を主体とした土地利用を誘導するため、建築できる用途を、住宅や事務所、店舗、教室や神社等の用途を兼ねる住宅の他、小規模な建築物に限定しています。

資料2-4ページをご覧ください。

第1種低層住居専用地域に建築できるものを記載しています。

今回の地区計画における建築物の用途の制限により、赤字記載の用途が建築可能となり、また規模等の条件付きで青字記載の用途に類するものが建築できます。

以上が、押熊町地内におきます用途地域の変更（案）及び「押熊町北地区地区計画」の決定（案）の内容ですが、これらの都市計画案について、昨年12月11日から25日まで都市計画法第17条の規定に基づく縦覧を行いましたところ、2名の方が縦覧されましたが意見書の提出はございませんでした。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

〇〇会長

ありがとうございました。

ただいま説明をいただきましたのは、今の用途地域の変更に関する説明と、地区計画に関する説明と合わせてしていただきました。

ご審議いただいたうえでの決定は、県決定と市決定と両方になりますので、別々に立てていただきました。この中身は、地域は同一でございますので、ご質問やご意見等どちらにまたがっていただいても結構でございますので、どうぞご随意にお出しいただきたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

議案第1の県決定のほうは、用途地域の変更で、1-1にございますように、容積率及び建ぺい率を変更する。そして周りの、すでに何回かにわたって変更してまいりましたのと同一に合わせていくということでございます。

また、地区計画に関しては、その地域に建てることのできる建物の範囲を制御をすることが、主となるかというふうに思います。

ご質問ご意見等ございましたら、どうぞよろしくお願いをいたします。

特にございませんか。

無いようでございますね。いつもこの種のものがずっと何回も続けてあるのですが、地図を見ていただきましたらわかりますように、周りの所はもうほぼ全部変わってきている状況であります。

まあ押熊町地区内、1-4の図によりますと、左上のほうの東登美ヶ丘6丁目、登美ヶ丘とそれから押熊というふうに、町名がこのへんで変わっております。前々回でしたか、ご議論いただきましたような、隣接している所はどうも東登美ヶ丘6丁目と同じようなかたちにしたいというような住民の方々のご意見もあるようであります。

特にございませんようでしたら、採決をさせていただいてよろしゅうございますか。

それではまず第1議案。県決定、大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）用途地域の変更（案）につきまして、原案どおり了承することにいたしましてご異議ございませんか。

「異議なし」の声

〇〇会長

ありがとうございます。異議なしのご発言をいただきましたので、大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）用途地域の変更（案）について、原案どおり了承することにいたします。

続きまして、今度は市決定、議案第2でございますが、これも大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画の決定（案）につきまして、賛否をとらせていただきたいと思います。

この案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いしたいと思います。

ありがとうございます。全員賛成をいただきました。したがって、大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画の決定（案）につきましては、原案どおり可決することにいたします。ありがとうございました。

今日は何時頃までということをお最初に申し上げておりませんので、早く終わればそれはそれでたいへん結構なことだと思いますが、用意しております議案につきましてはこの2つでございますが、それ以外に、その他といたしまして、前回ご審議いただきました奈良市景観計画（案）でご意見をいただいております。

そのご意見についての対応、事務局のほうで報告をさせていただくことによりまして、それにつきましてのご議論を少しさせていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。事務局どうぞ。

事務局

前回の第94回当審議会におきまして、奈良市景観計画（案）につきまして、ご審議いただきありがとうございます。

その折りいただきました景観計画（案）に対する意見につきましては、昨年12月24日に開催いたしました奈良市都市景観審議会に報告させていただいております。

そのなかで、当審議会でもいただきましたご意見への今後の対応につきまして、調整させていただきましたので、その結果を報告させていただきます。

いただきました意見の1つ目は、沿道景観形成の重点地区のエリアの拡大についてでございます。奈良阪から天理までの県道木津横田線についても、重点地区として、また西の京の歴史的重点地区と三条通り重点地区をつなぐ国道308号についても、重点地区として誘導を図るべきというご意見をいただいております。

いただきました重点地区の拡大につきましては、景観形成重点地区の方針のなかで示しておりますように、必要に応じて追加や見直しを行っていくこととしておりますので、今後奈良県の景観計画や関係者との調整を行いながら、また市民の方々の意見をいただきながら、指定に向けて進めてまいりたいと考えております。

それから、2点目でございますが、眺望景観の保全につきましては、考え方を明確にして、早急に保全活用計画の策定を考えていくべきであろうというご意見をいただいております。

眺望景観の保全活用計画の策定につきましては、今年度より作業を進めているところでございます。前回の審議会でもご指摘いただきましたように、昭和46年の景観整備に関する調査研究や、昭和63年都市計画の高度地区の見直しのなかで、眺望景観について提言をいただいておりますので、その内容を加味しながら検討を行い、早期にまとめていきたいと考えております。

以上で、当審議会でもいただきましたご意見への今後の対応について報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

〇〇会長

どうもありがとうございます。

前回の審議会の折りに、奈良市景観計画（案）を、この審議会でも議論し、そのご意見を頂戴したいということでありましたので、いろいろご意見をうかがいました。わりと多岐にわたっておりましたのですが、今ご報告いただいたようなかたちでとりあえず2点にまとめさせていただいて、意見として付議したわけではありますが、それが都市景観審議会にあって、そこで今ご報告いただいたようなかたちで対応するというふうに言っていたということをご報告するというふうにしたわけでございます。

なお、この機会に、ですからもうすでに一応その結果としてはもうすでに意見をしておるわけですが、なおここで、ご意見ございますれば、いただいと。なお、こないだの、前回の審議会でも発言いただいたところが、十分に意見として反映されていないのだというような面がございますれば、そのことにつきましても、追加しておうかがいをしようと思っております。ご意見ございましたらどうぞよろ

しくお願ひしたいと思ひます。

特にございませぬか。はいそれじゃ〇〇委員どうぞ。

〇〇委員

こないだ私も少し発言させていただいて、意見を述べさせていただいたのですが、今ちょっと聞きましたら、たぶん審議会の会長から市長宛の何か意見書みたいなかたちになつとるわけですね。

〇〇会長

そうです。

〇〇委員

それを配ってもらつたら。

〇〇会長

それがあるのかと思つておつたんですけども、それが無いのです。

〇〇委員

もしありましたらね、配つていただいたらと思ひますし、かたちとしては、国都審の意見として市長に出すんですね。それを景観審議会で報告をされて審議されてあとの計画に活かすということになるんでしょうか。

〇〇会長

そうです。

ちょっとその手続きにつきましてはね、この都市計画法ですか、当審議会が都市景観審議会とどういふ関係にあるかということになるろうかと思ひますけれども、都市景観審議会としては都市計画法に基づいて当審議会に意見を聞く必要があるということになっておりますので付議された。だからそれを意見を付けてお返しをするというかたちになるわけですね。だから、主体的な審議機関は都市景観審議会になります。この当審議会の意見を聞かなければならないということでもありますので。ただまあ我々としては都市景観審議会に直接返しているわけではなく、市長を一応経由しておりますので、三角関係のようなかたちになってますけど、私のほうの理解では、この当審議会というのは、市における、いわゆる国の定めております都市計画法に基づく審議会でございますので、もっとも上位にあるものというふうに理解しています。

都市景観審議会は、市の条例に基づいて作られた審議会ですから、したがって上位下位という言い方は変かもしれませんが、一応そういうかたちで意見を聞くべきだということになっておりますので、意見を聞きにきたという、それに対して意見をお返ししたと、こういう経過だと思ひます。

なお、都市景観審議会に対しては、委員の〇〇副会長いらっしゃいますので、もしあればご説明いただければありがたいと思ひます。

〇〇委員

国都審からの報告というかたち、文書としてはなるんですね。答申ではないですね。

〇〇会長

答申ではございません。意見書ですね。

〇〇委員

もうひとつはね、私3点ぐらい意見が出たと思うんです。

〇〇委員

今の話というのは、奈良市の組織の問題として、私も実は、こういう横のつながりという、まあ奈良市に限らないですけども、横のつながりは少し悪い、県でもどこでも。それでちょっとおうかがいしたいのですけれども、委員会からの答申みたいなかたちがありますね。それに対して市で諮問すべきかどうかということがたくさんあるのですね。諮問委員会のようなものはあるのでしょうか、ないのでしょうか。非常に重要な位置づけのはずなんですよ。なかったらやはり作らないといけないのではないですか。

今お話聞いてて、そういうところを通っているのかどうか、市長通ってるはずだということですよ。市長1人ではなくて、諮問委員会ようなものを通してやるというのもいちばん普通というか、合理的というか、大学なんかでも諮問委員会があってそこが非常に重要である。そこが長に対して、そして各委員会に諮問をすると。そこというのは非常に重要な組織の中で。

〇〇会長

今の〇〇委員のご発言は質問ですか。

〇〇委員

ええ質問です。

〇〇会長

それではそれにお答えを。

〇〇委員

無いように見えたから。

〇〇委員

読む前になんでこれ配ってくれへんねん。読む前に説明だけあって、今改めてこれ僕見てるんやけど。説明する前にこれ配ったらこれで追っかけて、ああこういうことかってわかるん違うんですか。配る気なかったんですか、事務局。今なぜこれ用意したんか。なんで先配らへんの。

〇〇会長

最初に配ってほしかったですね。

〇〇委員

何か理由あんのか。

事務局

すみません。理由はございません。ちょっと手続きのミスでちょっと後になってしまいましたして申しわけございません。

〇〇委員

これからすぐ配れよ。説明する前に届いていたやんか。これ説明してからこれ配られたら誰もわからへんやないか。そう違いますか。

事務局

はい、そのとおりでございます。今後気をつけてやらさせていただきますので。

〇〇委員

形式上私はね、この意見は会長、副会長に一任しているけれども、ここへ来た以上一任してはいますが、どんな答申をしたのか、どんな意見をしたのか、やっぱり配ってもらわないかん。配ってもらうと同時に、説明する前に配るべきですよ。はっきり申し上げて。

〇〇会長

それはおっしゃるとおりです。それじゃ説明をお願いします。〇〇委員のご質問です。

事務局

私から。恐れ入ります。発言をお許してください。

今、〇〇委員のほうからご質問をいただきました各審議会もしくはいろんな委員会との横の連携ということであったかと存じますけれども、まず1つは地方自治法上で附属機関を設けるということができるということになっております。この中で、奈良市が附属機関条例を設けまして、そのなかで先ほど報告がありました奈良市都市景観審議会もこの附属機関の1つとして規則で定めて、その運営につきましては規則で定めているところがございます。ただし、いろんな案件に応じましての附属機関の設置でございますので、委員おっしゃったようになかなかその横の連携というかたちになりますと、相互に情報の共有してないところもあるかもしれません。

ただ、今回この場でご審議いただいております奈良国際文化観光都市建設審議会につきましては、別途条例を設けまして、これにつきましては都市計画法の規定に基づく都市計画審議会としていろんな審議をいただくというそういう位置づけであるということで、ご認識いただきたいと思います。

〇〇委員

要するに、こういうかたちで市長宛だけではなく、これたくさん出てくるのですね。それはそういう会議をとおしてこれをまた答申諮問するかどうか、そういう会議というのは非常に重要なんですね。民営諮問会ですよね。そういうものはないことはないということですか？

事務局

恐れ入ります。そういう横のですね、連携を図るようなかたちでもって行って、各審議会なり委員会なりで先ほど申しましたように、情報を共有するような大きな意味での意思決定と言うのですか、方向

性を示すような機関はございません。

〇〇委員

ああそうなんですか。

事務局

はい。

〇〇委員

それは本来は非常に重要なところですね。皆様いかがでしょうか。組織の中で横のつながりがうまくいかないということで、そこに諮って諮問する。そして答申させると。そういうことですので、もし無いのだったら検討する余地は十分あるのではないのでしょうかね。

〇〇委員

細かいと言えば細かいかもしれませんけどね。今、〇〇委員から発言ありました関連ですけど、その会長は審議するんじゃなくて意見を挙げるということなんやという説明だったですね。私もそういうふうに理解しているんですけど、そしたらこれね、この標題が景観計画について答申と書かれています、これは報告でいいのちがうか。答申しますとね、景観審議会でも答申になるんですよ。2つの審議会から答申が出てね、仮に違った意見が答申として出た時にね、どっちを優先させるのかとか、そんなことにもなってくると思うんですよ。これは報告にしておけばいいん違うかなと思うんですけど。

〇〇会長

内容的には報告ですね。ただ、市長が間にかんでいきますので、したがって市長に報告で文言としてはよかったかもしれませんね。

〇〇委員

こちらの委員会で出ていたことに対する方針とか、内容的には報告だけですね。ここでこういうことを審議しましたということを報告しているわけですね。

〇〇委員

景観計画の解説書を見ますとね、都市計画審議会では審議する必要がないと、意見だけ聞いたらいいと書いてあるんです。ですから、答申の必要はないと思ったんですね。

〇〇委員

委員会というのは、諮問があって成立するんですね、基本的には。だから全てが答申という考え方は成り立つのではないですかね。

〇〇会長

これはおそらく市長からはやっぱり諮問のかたちできてると思うんです。だから諮問ということになるとやっぱり答申というかたちをとらざるを得ない。ただしこれは、市長との関係というより、むしろ

景観審議会から市長を経由してとこういう三角関係になっておりますので。

〇〇委員

それともう1点。私あの時に、奈良阪から古市のほうへ行っている天理街道というのですか、通称。あそこは何で入ってないのかということも申し上げたと思います。それはもう別に意見として上げることもないということだったのですか。

〇〇会長

いやいやそういう意味ではなくて。いくつかご意見頂戴したのですけれど、細かくお答えするというよりは、一応その中に包摂するようなかたちで、こういうふうにさせていただいたんですが、当然ながらそういったことにつきましても、この事務局は審議の時に聞いておられますから、それを含めて具体的に説明されたのかなというふうに私は自分で勝手に理解していましたので。

したがって、そのことについて景観審議会のほうでどのような議論がまたあったのか、これは報告聞いておりませんので、〇〇副会長がその委員ですから、少し議論のところ、何かあったということがあれば少しそれを説明していただければなというふうに思って今日来たわけです。どうですか。

〇〇副会長

今のお話にありますけれども結局、国都審のほうの管轄と、そして景観審議会の管轄と同じ分野に属しているようなこともありまして、先程来いろいろ問題になっているところがですね、大ざっぱというとおかしいですけども、ちょっと広く場所をとるといようなかたちで、先ほど〇〇委員ご発言をそういう中に含まれるようなかたちで、また審議しなすときにそれを付け加えていくという、いわゆるいろんな資料を集めまして、そのうえでまた景観審議会にかけてといようなかたちで、進めていくということでございますので、それはご了承いただければと思っております。もっと広い方向で、たとえばここでは、三条通りの景観地区と、それから西の京の歴史的景観形成地区、これは非常に重点的にもなっておりますけれども、それも含めましたかたちで、そういうふうな面も全て洗い直して再審議するといのかたちで、私は了承しております。

それで、眺望のほうにつきましては、眺望というのはなかなか難しいわけですし、どこから見るといこともございますので、そういった面をいろいろ研究したうえで、また審議していくと、で付け加えていくといようなかたちでですね、これは両方とも同じようなことも含まれておりますので、それでよりいい景観計画にもっていきたいということで、とりあえずとにかく最初の景観計画というものを早く作っておかなければいけないといようなこともございまして、こないだご審議いただいたようなかたちのものを作ったということになります。だから、これはそれでもう決定的なものであるというわけではないということ、もしご了承いただければありがたいと思います。以上でございます。

〇〇会長

ありがとうございます。はい〇〇委員どうぞ。

〇〇委員

私からご意見を述べさせていただきたいと思います。

三条通り沿線景観形成と、西の京歴史的景観形成とそれから国道308号、これはだいたい景観に対

する趣旨は全く違うと思うのです。1つ1つ。三条通りは商業地域を指針とした景観形成を全うしというのがありまして、そして西の京は歴史的景観がありますね。そして、国道308号はね、交通量も非常に多いし、距離が長いし、それのところで、どういうことを守るべきかということの趣旨がはっきりしてませんわね。

それで、この3点の違いで、重点地区を設けるということについては、三条通りと西の京はわかりません。そして、木津横田線については、〇〇副会長が会議場に行かれた時にどのような景観形成を守れというふうな意見が出ましたんですか。私は全く違うものやと思うんですよ。

〇〇副会長

これ、西の京の場合と三条通りの景観地域というのは、これはもう全く別個に扱われておるわけです。そしてその2つのものがちょうど東西に連なりますので、それを結ぶ線も景観形成というかたちで、視点を変えないといけないんじゃないかということで、こういうふうな発言があったんじゃないかと思うのですが。

〇〇委員

ないかと思うんじゃないかというんじゃないしに、今この文章とか見ましたらね、国道308号の木津横田線って言うたら、ずっと天理街道のほうですよ。木津横田線というのは国道24号のことを言うのですか。どこですか。

事務局

すみません、事務局のほうで。今申されましたのは、三条通り、西の京、これについては、〇〇副会長おっしゃったとおりでございます。

それから、木津横田線につきましては、青山の京都境から県庁の東を通りまして、天理のほうへ抜けていくと。ここで木津横田線としては代表的には謳っておりませんが、木津横田線は加茂町のほうから手貝町までのことでございます。

それから、手貝町から県庁東までは、国道369号になっております。それから、県庁東から天理までは、国道169号となっております。まあ一般的にちょっと何号何号と言うよりも、木津横田線という愛称で呼ばさせていただいておりますので、この意見の中には木津横田線、まあ総称と言えるかどうかかわかりませんが、細かくは謳っておりません。意味的には、京都境から天理市までの境を意味しております。

これにつきましては、前回これまでの沿道の重点地区としては、一切入っておりませんでしたので、この委員の方々のご意見を聞いて入れる必要があるべきではないかということで、今後検討させていただくというふうに考えているんです。〇〇委員おっしゃるとおり、国道24号じゃございませんので、新たな道だというふうに解釈していただければ結構かと思えます。

〇〇委員

私たちの意見はね、この会の意見は、この線は入ってなかったんでしょ。今までは。それを入れよという、こういう話ですね、今現在は。

しかし、景観形成というもののどうあるべきかという主体性がね、西の京なんかは非常によくわかりますわな。三条通りも非常によくわかります。そやけど、それだけの長い距離でね、中に商業で活性化

しているということもありますけどもね、非常に距離的に長い地域でね、景観形成を取り入れて整備をするというのではね、当委員会の意見のほうが正常やと思いますけどね。

それは広いことにこしたことはないですけどね、できる範囲とできないことがあるという話がありますわね。だからそのへんはもう少し検討されたほうがいいように思います。

〇〇会長

これは、都市景観審議会に、ここでのご意見は伝わっているわけなので、しかし、今先ほどもお話あったように、まだ完全なものではないということもありますから、そのへんのところは景観審議会です、そういったご意見もあったことを踏まえて、もう少し分けて考えると、しかし前回のところのご意見ですと、もう少し広げといたほうがいいのだというようなご意見でしたから、こういう文章になったんでしょう。

今の〇〇委員のお話で、ちょっとそれは性格が違うやると、単に伸ばしたらいいというだけのものではないんだというようなご意見だったと思います。そんなこともあったということ、景観審議会のほうに反映をしていただくとありがたいなと思います。いかがですか。

〇〇副会長

今いろいろご意見頂戴いたしましたことは、景観審議会のほうで十分審議させていただきたいと思っております。ただ、西の京とそれから三条通り、これはまあだんだんだんだん何て言うのですか、交通量は多くはなっておりますけれども、たとえば自転車でもサイクリングロードとかいうのをつくるというようなことになったら、そういうふうな観光者も増えておりますので、したがって、ある所まで行ったらごろっと景観が変わるというのではこれは困るわけなので、そういう点を踏まえましたかたちで、景観形成どうあるべきかということ、これは景観審議会でもたいろいろとやってもらうように皆さん方のご意見を伝えたいと思いますので、よろしくまたお願いいたします。

〇〇委員

訂正だけさせていただきます。勘違いしまして、天理街道入ってないというのは私の間違いでしたので、それは訂正をしたいと思うのです。ただもうこれは発言だけで置いてもらった方がいいのですが、あの時に三条通りの西側ですね、あれが入ってないのはどうかという意見もあったというふうに思いますね。

〇〇会長

その中に含まれるというふうに思っておるのですが。今、副会長にご説明ちょっといただいたのは、景観審議会の委員でいらっしゃいますのでお聞きしたので、しかしここでは副会長ですから、責任もつてとにかく受けるということではできないだろうと思いますので、ただ私としてはせつかく景観審議会の委員ですから、そのへんのご事情もご存じだろうから、ちょっとご説明をいただいたので、副会長も景観審議会の委員としてここで発言される責任はないわけでございましょうから、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ほかにございませんでしょうか。今おっしゃったようなことは、含めて副会長からまた景観審議会のほうに反映させていただくというふうにおっしゃっていただきましたので、そのことを了承したいと思っております。今回のこの分は報告をいただいたということにさせていただきたいと思ひます。

ただ、〇〇委員先ほどおっしゃったように、やはりどういう報告なりどう紹介をしたんだということ

を、事前に配っていただかないと、議論しにくい、できないということがございますので、事務局のほうはこのことだけに限らず、これまでも若干資料の用意が不備であったということがございましたので、これからそういうことのないようにぜひこれは会長からお願いをしておきたいと思っておりますので、できるだけ資料は事前に揃えておいていただきたいと思いますとお願いたします。

それでは、よろしゅうございますれば、今回の本日の議案の審議はこれにて終了させていただきたいと思っております。その他、事務局からご報告があればお願いたします。

事務局

事務局から特にございません。〇〇会長、閉会をお願いします。

〇〇会長

それでは委員の皆様方、熱心にご審議いただきまして、また議事進行にもご協力いただきましてありがとうございました。

これをもちまして、第 95 回奈良国際文化観光都市建設審議会を終了したいと思います。ありがとうございました。